



平成30年度税制改正:

恒久的施設(PE)の定義の見直し

UHY Tax ニュースレター / 2018年7月

平成30年の税制改正で恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の定義について、国際的スタンダード(BEPS報告書、新OECDモデル租税条約、BEPS防止措置実施条約(MLI))に合わせる見直しがなされた。近年、進出先国でPEの定義に抵触しない活動のみを行い、PEに該当することを人為的に回避する行為が国際的問題となっており、それに対応する措置が盛り込まれている。日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するための見直しがポイントとなっている。

1. PE認定の人為的回避防止措置の導入

- (1) いわゆる代理人PEについて、その範囲に、国内において非居住者又は外国法人(以下(1)において「非居住者等」という。)のために、その事業に関し反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合における当該者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者に代わって行動する者を除外する。
- (2) 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等は、PEに含まれないものとする。ただし、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものである場合に限る。
- (3) いわゆる建設PEの期間要件について、契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることにより建設PEを構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととする。

2. 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備

- (1) 我が国が締結した租税条約において、国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約上のPEを国内法上のPEとする。外国居住者等所得相互免除法についても同様とする。
- (2) いわゆる支店PEについて、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改める。
- (3) 建設PEについて、建設PEを構成する場所を、国内にある建設工事を行う場所等に限定する。
- (4) 代理人PEについて、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除するとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の措置を講ずる。
- (5) その他：外国組合員に対する課税の特例について、PE帰属所得(投資組合契約に基づいて行う事業に係るPEに帰せられる一定のものに限る。)に対する所得税及び法人税を非課税とする措置に改組する。

3. 適用時期

上記の改正は、平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>